

平成28年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

最高裁判所事務総局

はじめに

1 本資料は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するため、裁判員法103条に基づき、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況について公表するものである。

本公表は、第8回目の公表であり、平成28年（平成28年1月1日から同年12月31日まで）における裁判員裁判対象事件を対象としている。

2 本資料は、以下の4部構成をとっている。

(1) 第1の「実施状況の概要」（図表1ないし図表10）では、裁判員裁判対象事件の概況データを一覧表で示した上で、裁判員裁判対象事件の新受、終局、未済の各状況及び裁判員等の負担について示した。

(2) 第2の「裁判員等の選任に関する実施状況について」（図表11ないし図表28）では、裁判員候補者名簿の作成から事件ごとの候補者選定、調査票及び質問票の回答に基づく辞退許可等、選任手続期日における裁判員の選任・不選任に至るまでの選任手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、選任手続全般を通じた辞退の許否に関する状況について、データを示した（手続の流れ等については、12頁以下の「手続の流れの説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(3) 第3の「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」（図表29ないし図表76）では、公判前整理手続から公判審理、評議、裁判の結果（判決等）、上訴に至る裁判手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、公判前整理手続や公判審理に要した期間等について、データを示した（手続の流れ等については、39頁以下の「手続の流れ等の説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(4) 第4の「その他」（図表77ないし図表82）では、弁護士及び通訳人、裁判員法違反の制裁に関する統計データを示した。

3 本資料の統計、図表その他の計数資料は、主に、各地方裁判所から報告を受けた刑事通常第一審事件票、裁判員対象事件月報（本資料では、「刑事月報」という。）及び刑事未済年表に基づくもののほか、平成27年12月24日付け刑事局長通達「公判前整理手続等に付された裁判員裁判対象事件等の調査及び裁判員裁判対象事件の新受人員の調査について」等に基づく報告（本資料では、「個別報告」という。）及び刑事局の集計結果によるものである。

4 本資料の全般に用いられる特別法等の略称や用語の定義、平均値の算出方法については、凡例のとおりである。

平成29年7月

最高裁判所事務総局

凡 例

1 特別法，政令の略称

[略称]	[法令，政令名]
裁判員法（又は「法」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判員規則（又は「規」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
辞退政令	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

2 用語の定義・説明

（※[頁]は最初に掲載されたページ数のみを記載した（ただし，図表1を除く）。）

[用語]	[定義・説明]	[頁]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。	1
延べ人員	1人の被告人，裁判員候補者及び被害者等を重複して計上することがある場合をいう。例えば，同一の被告人に対する複数の事件が各別に起訴された場合には，その後，これら複数の事件を併合して審理，終局した場合であっても，事件ごとに員数を計上した。	2
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数。ただし，裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。	2

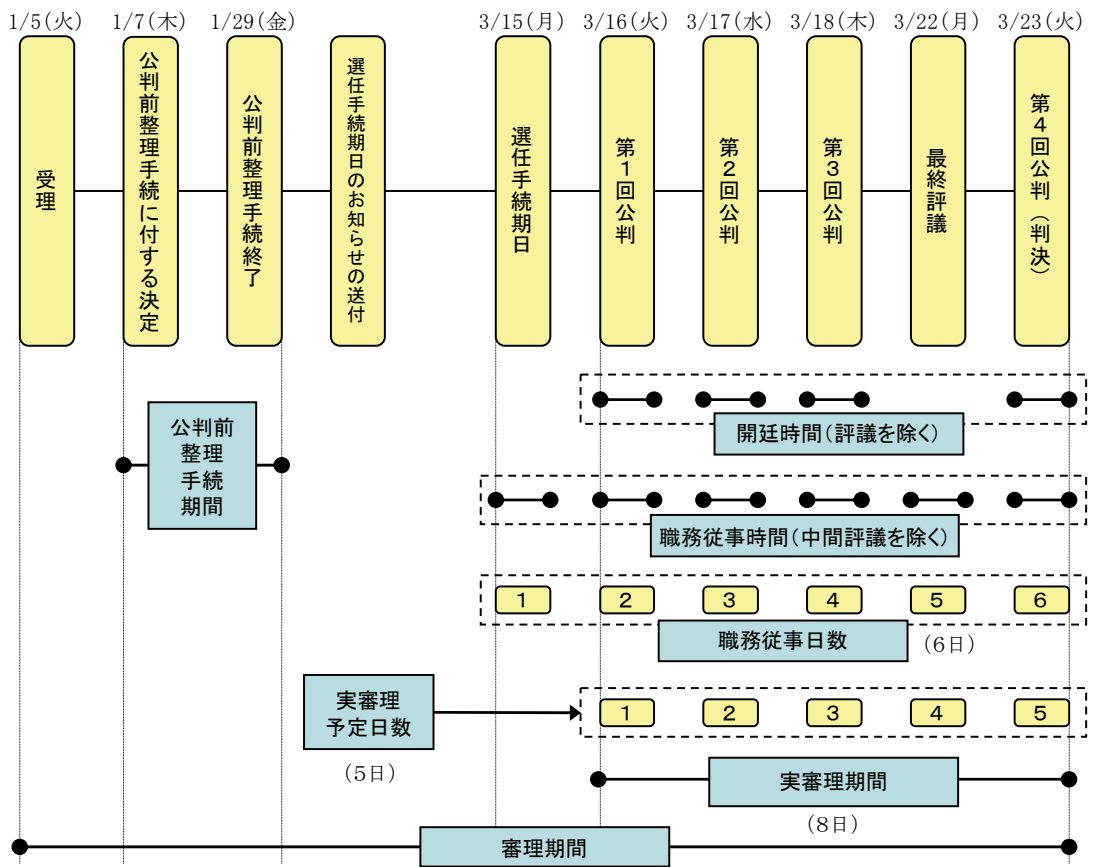
[用語]	[定義・説明]	[頁]
終局人員	判決、決定、その他で終局した被告人の員数（事件票に基づく員数）。裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、各被告人の員数を計上し、同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、全事件を通じて1人として計上した。ただし、同一の被告人に対する事件を分離し、各別に終局となった場合には、終局した事件ごとに1人として計上した。	5
実人員	1人の被告人、裁判員候補者名簿登録者、選任された裁判員等を1人として計上する場合をいう。例えば、同一の被告人について複数の起訴があり、その事件の審理が併合されたまま終局したときでも1人として計上し、2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは、手続及び判決が1つであっても2人として計上した。	5
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員法3条1項及び3条の2第1項の除外決定があったもの及び裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない（実人員。裁判員制度施行前のデータを除く。）。ただし、公判前整理手続に関する図表の判決人員は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたものがあるため、他の図表の判決人員とは異なる。	5
罪名（終局時）	未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。複数の罪名に当たる事件を併合審理した場合で、有罪（一部無罪を含む。）のときは処断罪名を、無罪やその他のときは起訴されている（訴因変更があった場合は変更後の）罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。	5
未済人員	起訴後、裁判所に事件は係属しているが、終局に至らない被告人の員数。本資料においては、平成28年12月31日現在の未済人員を計上した。	7
職務従事日数	裁判員等が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	10
職務従事時間	選任手続期日に要した時間、開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間（中間評議に要した時間を含まない。）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	10

[用語]	[定義・説明]	[頁]
自白	終局の段階において、全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。	10
否認	終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。	10
終局件数	個別報告により、裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとに報告のあった件数（個別報告の件数であり、終局した被告人の員数を計上する終局人員とは異なることに留意する。）。原則として、被告人単位で報告されるが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人についてのみ報告される。	10
地方裁判所	全国に設置されている50か所の各地方裁判所をいう。	12
受訴裁判所 (又は「裁判所」)	当該事件を審理する裁判体をいう。裁判員が選任される前は、裁判官3人（又は1人）の組織であり、裁判員選任後は、これに裁判員6人（又は4人）を加えた組織をいう。	12
選任手続期日	法27条1項で定める期日をいう。法97条1項による選任予定裁判員から裁判員等を選任する手続期日を含まない。	12
実審理予定日数	裁判員等選任手続期日のお知らせに記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である（凡例VI頁のイメージ参照）。	15
選定された裁判員候補者数	起訴された裁判員裁判対象事件について、受訴裁判所が定め、地方裁判所がくじで選んだ裁判員候補者の員数をいう。選定があった後、法3条1項及び3条の2第1項の除外決定がされた場合や法5条ただし書によって取り扱われることとなった場合、裁判員が参加する合議体で審理が行われることなく、公訴棄却・移送等で終局した場合には、選定された裁判員候補者の数は計上していない。また、法28条の追加呼出しの場合に定められた追加して呼び出すべき裁判員候補者の員数及び法90条の選任予定裁判員を選定するために呼び出すべき裁判員候補者の員数を含むが、選定後、選任手続期日の指定を取り消したため、選定を取り消された裁判員候補者の員数を含まない。	19
呼び出さない措置がされた裁判員候補者	選定された裁判員候補者のうち、1)裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、2)欠格事由・就職禁止事由に該当する場合及び3)法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	20

[用語]	[定義・説明]	[頁]
辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	呼び出さない措置がされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められて呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう。	20
辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう。	20
呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、欠格事由・就職禁止事由に該当する場合又は法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	22
辞退が認められた裁判員候補者	1)辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者、2)辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者及び3)選任手続期日に辞退が認められた裁判員候補者の合計をいう。	34
審理期間	事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
公判前整理手続期間	公判前整理手続に付する旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間（月数）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
実審理期間	第1回公判期日から終局（判決宣告）までの期間（日数）をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
証人尋問時間、被告人質問時間	「検察官」の尋問（質問）時間には、被害者（委託弁護士を含む。）の尋問（質問）時間を含み、「弁護士」の証人尋問時間には、被告人本人による尋問時間を含む。また、「裁判体」とは、裁判官及び裁判員をいう。	40
開廷時間	公判期日及び刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等の公判準備に要した全ての時間をいう。評議（中間評議の時間を含む。）の時間を含まない（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	41

[用語]	[定義・説明]	[頁]
裁判員裁判対象罪名の事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行前に起訴された法2条1項該当事件。	46
取調べ証拠数	検察官若しくは弁護人（被告人を含む。）が請求し、取り調べられた書証、物証及び人証の合計数をいう。双方請求の場合は、それぞれに重複して計上したため、延べ数である。	58
取調べ証人数	検察官若しくは弁護人（被告人を含む。）が請求し又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。実人員であり、取調べ証拠数とは計上単位が異なる。同一の証人を検察側、弁護側双方が請求し、取り調べた場合には、1人として計上した。	58

<期間・時間に関するイメージ>



(注) 日付は架空のものである。

3 数値の算出方法

(1) 平均値の算出方法

ア 平均審理期間

平均審理期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。なお、（ ）内は階級の代表値で月数を示す。

1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5） 6月以内（4.5） 1年以内（9）
2年以内（18） 3年以内（30） 3年を超えるもの（60） の8区分

イ 平均公判前整理手続期間

平均公判前整理手続期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。（ ）内は階級の代表値で月数を示す。なお、統計数値の収集実績に伴い、平成23年の資料から分布の表示方法及び代表値を変更した。

15日以内（0.5） 1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5）
6月以内（4.5） 9月以内（7.5） 1年以内（10.5） 1年3月以内（13.5）
1年6月以内（16.5） 1年9月以内（19.5） 2年以内（22.5）
2年3月以内（25.5） 2年6月以内（28.5） 2年9月以内（31.5）
3年以内（34.5） 3年を超えるもの（48） の16区分

ウ その他の平均値

上記以外の平均値（選任された補充裁判員数の平均、平均開廷回数、平均取調べ証拠数、平均実審理期間、平均評議時間等）は、対象となる人数、回数、日数等の和をサンプル数で除する方法によって算出した。

(2) 構成比及び比率（％）の算出方法

構成比及び比率は小数第2位を四捨五入する方法で算出した。そのため、項目ごとの合計が100.0%にならない場合がある。

目 次

第 1 実施状況の概要

1	概況	1
	図表 1	裁判員裁判対象事件の概況データ (1)
2	新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）	2
	図表 2	地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員 (2)
	図表 3	庁別の新受人員 (3)
	図表 4	罪名別の新受人員 (4)
3	終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）	5
	図表 5	庁別の終局人員 (5)
	図表 6	罪名別の終局人員 (6)
4	未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））	7
	図表 7-1	庁別の未済人員 (7)
	図表 7-2	係属期間別の未済人員 (8)
	(参考) 庁別の新受, 終局及び未済の各人員	9
5	裁判員等の負担	10
	図表 8	職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別） (10)
	図表 9	職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別） (10)
	図表 10	職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別） (11)

第 2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1	手続の流れの説明及び公表の構成	12
	(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ	12
	(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て, 許否に関する状況	15
	(3) クロス集計の視点	15

2	名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び 地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	16
	図表 1 1 裁判員候補者名簿登録人数，調査票回答者数，就職禁止 事由申出者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）	(17)
	図表 1 2 月別の参加困難月申出者数	(18)
3	「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階	19
	(1) 裁判員候補者の選定	19
	図表 1 3 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否 認別）	(19)
	(2) 辞退許可の状況	20
	図表 1 4 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞 退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）	(20)
	図表 1 5 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞 退が認められた裁判員候補者数（庁別）	(21)
4	選任手続期日当日	22
	(1) 出席状況	22
	図表 1 6 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）	(22)
	(2) 辞退申立て，許否に関する状況	23
	図表 1 7 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数，辞退 が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定 日数別）	(23)
	(3) 不選任に関する状況	24
	図表 1 8 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者 数及びその内訳（実審理予定日数別）	(24)
	(4) 選任の状況	25
	図表 1 9 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）	(26)
	図表 2 0 選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判 員及び補充裁判員の属性	(28)
	図表 2 1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任さ れた補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）	(30)
	(5) 解任の状況	31
	図表 2 2 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数 別）	(31)
	(6) その他	32
	図表 2 3 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席し た裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）	(32)

5	辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）	33
図表 2 4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	(33)
図表 2 5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）	(34)
図表 2 6	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（％）（庁別）	(36)
図表 2 7	実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（％）（辞退事由別）	(38)
図表 2 8	終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合	(38)

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1	手続の流れ等の説明及び公表の構成	39
(1)	対象事件・合議体の構成	39
(2)	裁判員裁判における訴訟手続の流れ	39
(3)	クロス集計の視点	43
2	概況	44
図表 2 9	裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ	(44)
3	審理	44
(1)	合議体の構成・除外決定	44
図表 3 0	合議体の構成別の判決人員（罪名別）	(45)
図表 3 1	合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）	(45)
図表 3 2	罪名別の除外決定がされた判決人員	(45)
(2)	公判前整理手続	46
図表 3 3	公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）	(46)
(参考)	裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）（平成18年～20年累計）	(47)
図表 3 4	罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員	(48)

図表 3 5 (参考)	自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間 地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施 した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判 前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の 平均審理期間 (平成 1 8 年～ 2 0 年累計)	(49)
(参考)	地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移	(50)
図表 3 6	自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前 整理手続期間	(51)
図表 3 7	自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前 整理手続期間	(52)
図表 3 8	第 1 回公判期日前の鑑定 (法 5 0 条) の有無別の平均審 理期間及び平均公判前整理手続期間	(52)
図表 3 9	開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(53)
図表 4 0	審理段階別の平均日数 (自白否認別)	(54)
(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間		55
図表 4 1	自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間	(55)
図表 4 2	実審理期間 (第 1 回公判から終局まで) 別の判決人員の 分布及び平均実審理期間 (自白否認別)	(55)
図表 4 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数 (罪名別)	(56)
図表 4 4	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数 (自白否 認別)	(57)
図表 4 5	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数 (第 1 回 公判期日前の鑑定 (法 5 0 条) の有無別)	(57)
(4) 公判審理 (証拠調べ)		58
図表 4 6	取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数 (自白否認別)	(58)
図表 4 7	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数 (自白否認別)	(59)
図表 4 8	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数 (罪名別)	(60)
図表 4 9	証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間 (自白否認別)	(61)
図表 5 0	証人 1 人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び 証人 1 人当たりの平均証人尋問時間 (自白否認別)	(61)
図表 5 1	被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問 時間 (自白否認別)	(62)
図表 5 2	開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布	(62)
図表 5 3	開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布	(63)

図表 5 4	開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布	(63)
図表 5 5	平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）	(64)
図表 5 6	取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）	(65)
図表 5 7	自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数	(65)
(5) 客観的併合	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
図表 5 8 - 1	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）	(66)
図表 5 8 - 2	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件）	(66)
図表 5 9 - 1	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）	(67)
図表 5 9 - 2	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）	(67)
図表 6 0 - 1	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（自白事件）	(68)
図表 6 0 - 2	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（否認事件）	(68)
図表 6 1 - 1	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（自白事件）	(69)
図表 6 1 - 2	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（否認事件）	(69)
(6) 区分審理	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
図表 6 2	区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳	(70)
図表 6 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別）	(70)
図表 6 4	開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）	(71)
(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
図表 6 5	裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）	(72)
4 評議	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
図表 6 6	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	(73)
図表 6 7	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）	(74)
図表 6 8	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）	(75)

5	裁判の結果	76
	図表 6 9	罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員 (76)
	図表 7 0 - 1	庁別・終局区分別の終局人員 (77)
	図表 7 0 - 2	罪名別・終局区分別の終局人員 (78)
	図表 7 1	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員 (79)
6	控訴	80
	図表 7 2	第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分） (80)
	図表 7 3	第一審結果別の控訴審結果の分布 (81)
	図表 7 4	終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布 (82)
	(参考)	控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移 (83)
7	上告	84
	図表 7 5	控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分） (84)
	図表 7 6	控訴審結果別の上告審結果の分布 (85)
	(参考)	上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移 (86)

第 4 その他

	図表 7 7	弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別） (88)
	図表 7 8	罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員 (89)
	図表 7 9	言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員 (90)
	図表 8 0	手話通訳人等の付いた被告人の判決人員 (91)
	図表 8 1	手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数 (91)
	図表 8 2	裁判員法違反事件の処理状況 (92)

第1 実施状況の概要

1 概況

平成28年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

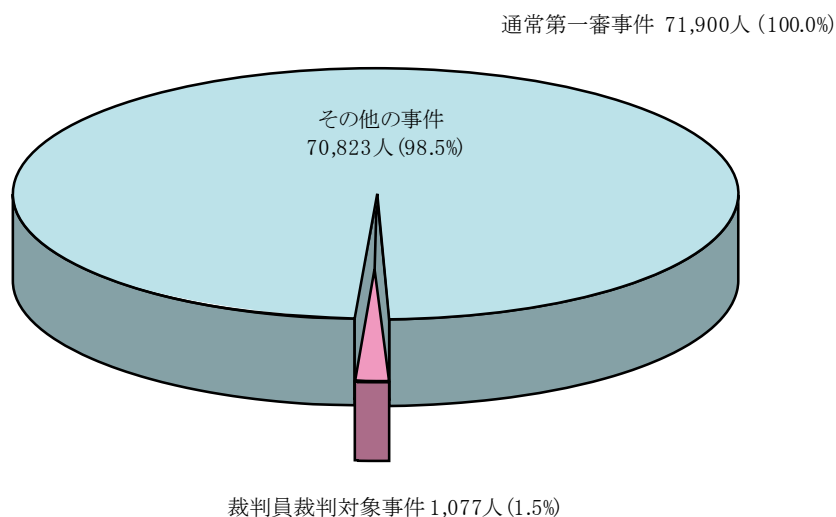
第1 実施状況の 概要	新受人員(延べ人員)	1,077(人)	(注) 図表2~4参照
	新受人員(実人員)	1,010(人)	(注) 図表7-2の次の参考図表参照
	終局人員(実人員)	1,126(人)	(注) 図表5, 6, 70, 71参照
	平均職務従事日数	6.6(日)	(注) 図表8参照
第2 裁判員等の 選任に関する 実施状況 について	裁判員候補者名簿登録人数	229,200(人)	(注) 図表11, 12, 19参照
	選定された裁判員候補者の数	127,811(人)	(注) 図表13~16等参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	30,313(人)	(注) 図表16~18等参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	64.8(%)	(注) 図表16, 24参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	82,647(人)	(注) 図表25, 28参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	64.7(%)	(注) 図表26~28参照
	選任された裁判員の数	6,363(人)	(注) 図表19参照
	選任された補充裁判員の数	2,140(人)	"
第3 裁判員の参 加する公判 手続の実施 状況につい て	平均審理期間	10.0(月)	(注) 図表35, 36, 39, 41参照
	平均実審理期間	9.5(日)	(注) 図表42参照
	平均開廷回数	4.6(回)	(注) 図表43~45, 63参照
	平均取調べ証拠数	23.9(個)	(注) 図表46参照
	平均取調べ証人数	3.1(人)	(注) 図表47, 48参照
	平均証人尋問時間	209.0(分)	(注) 図表49, 55参照
	平均被告人質問時間	168.3(分)	(注) 図表51, 55参照
	被害者参加の申出があった判決人員	253(人)	(注) 図表65参照
	平均評議時間	731.9(分)	(注) 図表66~68参照
第4 その他	通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	64(人)	(注) 図表78, 79参照

2 新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成28年1月1日から12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員（「延べ人員」である。）は1,077人であり、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の新受人員（7万1900人）の1.5%を占めている（以上、図表2）。

同年における裁判員裁判対象事件の新受人員を庁別及び罪名別にみると、図表3及び図表4のとおりである。

図表2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
2 通常第一審事件には再審事件を含む。
3 裁判員裁判対象事件には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

図表3 庁別の新受人員

総数	1,077		
東京地裁本庁	88	広島地裁本庁	15
東京地裁立川支部	24	山口地裁本庁	7
横浜地裁本庁	60	岡山地裁本庁	20
横浜地裁小田原支部	7	鳥取地裁本庁	3
さいたま地裁本庁	63	松江地裁本庁	3
千葉地裁本庁	102	福岡地裁本庁	62
水戸地裁本庁	23	福岡地裁小倉支部	22
宇都宮地裁本庁	10	佐賀地裁本庁	10
前橋地裁本庁	18	長崎地裁本庁	3
静岡地裁本庁	8	大分地裁本庁	4
静岡地裁沼津支部	9	熊本地裁本庁	6
静岡地裁浜松支部	10	鹿児島地裁本庁	16
甲府地裁本庁	9	宮崎地裁本庁	9
長野地裁本庁	1	那覇地裁本庁	20
長野地裁松本支部	6	仙台地裁本庁	15
新潟地裁本庁	7	福島地裁本庁	7
大阪地裁本庁	98	福島地裁郡山支部	13
大阪地裁堺支部	28	山形地裁本庁	6
京都地裁本庁	18	盛岡地裁本庁	4
神戸地裁本庁	21	秋田地裁本庁	6
神戸地裁姫路支部	7	青森地裁本庁	4
奈良地裁本庁	5	札幌地裁本庁	23
大津地裁本庁	7	函館地裁本庁	3
和歌山地裁本庁	10	旭川地裁本庁	7
名古屋地裁本庁	60	釧路地裁本庁	7
名古屋地裁岡崎支部	16	高松地裁本庁	12
津地裁本庁	7	徳島地裁本庁	8
岐阜地裁本庁	7	高知地裁本庁	12
福井地裁本庁	7	松山地裁本庁	8
金沢地裁本庁	3		
富山地裁本庁	3		

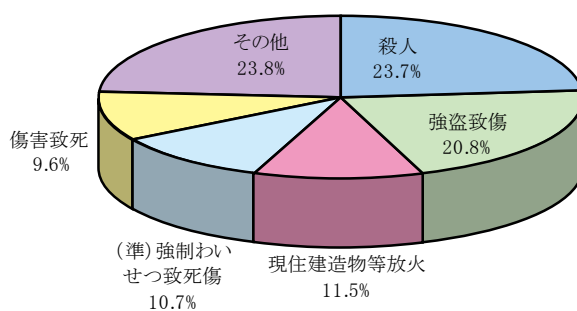
(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

図表4 罪名別の新受人員

総数	1,077
殺人	255
強盗致傷	224
現住建造物等放火	124
(準)強制わいせつ致死傷	115
傷害致死	103
(準)強姦致死傷	75
覚せい剤取締法違反	67
危険運転致死	28
強盗致死(強盗殺人)	22
強盗強姦	20
銃刀法違反	10
偽造通貨行使	7
通貨偽造	6
保護責任者遺棄致死	6
身の代金拐取	3
麻薬特例法違反	3
集団(準)強姦致死傷	1
逮捕監禁致死	1
拐取者身の代金取得等	1
爆発物取締罰則違反	1
組織的犯罪処罰法違反	1
その他	4

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
 4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
 5 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。



3 終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成28年における裁判員裁判対象事件の終局人員（「実人員」である。）は、1,126人であり、庁別、罪名別にみると、図表5及び図表6のとおりである（うち、有罪人員（一部無罪を含む。）は1,090人であり、判決人員に対する有罪率は98.7%である。）。

なお、平成28年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は、5万3247人である。

図表5 庁別の終局人員

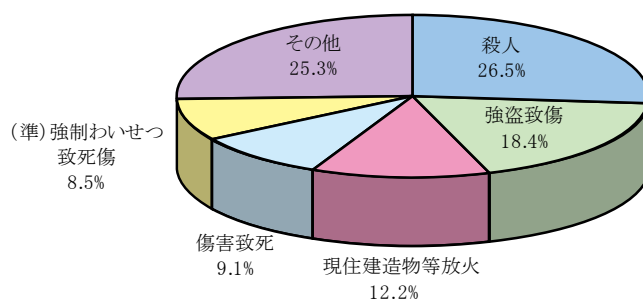
総数	1,126		
東京地裁本庁	97	広島地裁本庁	22
東京地裁立川支部	19	山口地裁本庁	8
横浜地裁本庁	58	岡山地裁本庁	17
横浜地裁小田原支部	5	鳥取地裁本庁	4
さいたま地裁本庁	66	松江地裁本庁	4
千葉地裁本庁	92	福岡地裁本庁	29
水戸地裁本庁	32	福岡地裁小倉支部	25
宇都宮地裁本庁	16	佐賀地裁本庁	5
前橋地裁本庁	17	長崎地裁本庁	5
静岡地裁本庁	5	大分地裁本庁	6
静岡地裁沼津支部	13	熊本地裁本庁	8
静岡地裁浜松支部	11	鹿児島地裁本庁	12
甲府地裁本庁	6	宮崎地裁本庁	6
長野地裁本庁	4	那覇地裁本庁	28
長野地裁松本支部	3	仙台地裁本庁	15
新潟地裁本庁	9	福島地裁本庁	5
大阪地裁本庁	112	福島地裁郡山支部	11
大阪地裁堺支部	23	山形地裁本庁	8
京都地裁本庁	20	盛岡地裁本庁	3
神戸地裁本庁	33	秋田地裁本庁	7
神戸地裁姫路支部	14	青森地裁本庁	7
奈良地裁本庁	10	札幌地裁本庁	31
大津地裁本庁	11	函館地裁本庁	7
和歌山地裁本庁	4	旭川地裁本庁	3
名古屋地裁本庁	56	釧路地裁本庁	8
名古屋地裁岡崎支部	20	高松地裁本庁	13
津地裁本庁	8	徳島地裁本庁	12
岐阜地裁本庁	16	高知地裁本庁	8
福井地裁本庁	7	松山地裁本庁	10
金沢地裁本庁	9		
富山地裁本庁	3		

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表6 罪名別の終局人員

総数	1,126
殺人	298
強盗致傷	207
現住建造物等放火	137
傷害致死	103
(準)強制わいせつ致死傷	96
(準)強姦致死傷	70
麻薬特例法違反	36
強盗致死(強盗殺人)	33
覚せい剤取締法違反	31
危険運転致死	28
強盗強姦	24
銃刀法違反	10
偽造通貨行使	8
傷害	8
強盗	6
通貨偽造	4
集団(準)強姦致死傷	4
過失運転致死	4
(準)強姦	3
保護責任者遺棄致死	3
逮捕監禁致死	3
自殺関与及び同意殺人	2
窃盗	2
非現住建造物等放火	1
重過失致死	1
詐欺	1
爆発物取締罰則違反	1
組織的犯罪処罰法違反	1
危険運転致傷	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
 4 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。
 5 「過失運転致死」は、自動車運転死傷処罰法5条に規定する罪である。
 6 「危険運転致傷」は、自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。



4 未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））

平成28年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員（併合された事件を含む「延べ人員」である。）を庁別及び係属期間別にみると、図表7のとおりである。

なお、同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は、2万1257人である。

図表7-1 庁別の未済人員

総数	1,139		
東京地裁本庁	136	広島地裁本庁	19
東京地裁立川支部	29	山口地裁本庁	3
横浜地裁本庁	49	岡山地裁本庁	16
横浜地裁小田原支部	6	鳥取地裁本庁	3
さいたま地裁本庁	68	松江地裁本庁	-
千葉地裁本庁	103	福岡地裁本庁	121
水戸地裁本庁	25	福岡地裁小倉支部	19
宇都宮地裁本庁	6	佐賀地裁本庁	17
前橋地裁本庁	11	長崎地裁本庁	2
静岡地裁本庁	7	大分地裁本庁	3
静岡地裁沼津支部	8	熊本地裁本庁	8
静岡地裁浜松支部	11	鹿児島地裁本庁	14
甲府地裁本庁	10	宮崎地裁本庁	7
長野地裁本庁	1	那覇地裁本庁	14
長野地裁松本支部	5	仙台地裁本庁	15
新潟地裁本庁	3	福島地裁本庁	5
大阪地裁本庁	90	福島地裁郡山支部	9
大阪地裁堺支部	28	山形地裁本庁	6
京都地裁本庁	16	盛岡地裁本庁	4
神戸地裁本庁	14	秋田地裁本庁	6
神戸地裁姫路支部	14	青森地裁本庁	2
奈良地裁本庁	15	札幌地裁本庁	14
大津地裁本庁	7	函館地裁本庁	6
和歌山地裁本庁	12	旭川地裁本庁	11
名古屋地裁本庁	69	釧路地裁本庁	8
名古屋地裁岡崎支部	8	高松地裁本庁	5
津地裁本庁	8	徳島地裁本庁	7
岐阜地裁本庁	7	高知地裁本庁	4
福井地裁本庁	15	松山地裁本庁	5
金沢地裁本庁	4		
富山地裁本庁	1		

(注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表7-2 係属期間別の未済人員

総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
1,139	111	237	320	299	131	41

- (注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。
2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。
3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

(参考) 庁別の新受、終局及び未済の各人員

	新受	終局	未済
総数	1,010	1,126	800
東京地裁本庁	87	97	80
東京地裁立川支部	22	19	21
横浜地裁本庁	47	58	31
横浜地裁小田原支部	7	5	5
さいたま地裁本庁	63	66	47
千葉地裁本庁	91	92	70
水戸地裁本庁	23	32	17
宇都宮地裁本庁	10	16	6
前橋地裁本庁	18	17	10
静岡地裁本庁	5	5	4
静岡地裁沼津支部	7	13	6
静岡地裁浜松支部	10	11	8
甲府地裁本庁	9	6	3
長野地裁本庁	1	4	1
長野地裁松本支部	5	3	4
新潟地裁本庁	6	9	2
大阪地裁本庁	84	112	63
大阪地裁堺支部	28	23	20
京都地裁本庁	18	20	13
神戸地裁本庁	21	33	14
神戸地裁姫路支部	6	14	6
奈良地裁本庁	5	10	7
大津地裁本庁	7	11	7
和歌山地裁本庁	10	4	12
名古屋地裁本庁	60	56	47
名古屋地裁岡崎支部	15	20	3
津地裁本庁	5	8	5
岐阜地裁本庁	7	16	7
福井地裁本庁	6	7	7
金沢地裁本庁	3	9	2
富山地裁本庁	3	3	1

	新受	終局	未済
広島地裁本庁	15	22	17
山口地裁本庁	6	8	3
岡山地裁本庁	19	17	14
鳥取地裁本庁	3	4	3
松江地裁本庁	3	4	-
福岡地裁本庁	57	29	86
福岡地裁小倉支部	22	25	13
佐賀地裁本庁	11	5	8
長崎地裁本庁	3	5	2
大分地裁本庁	4	6	3
熊本地裁本庁	7	8	6
鹿児島地裁本庁	13	12	10
宮崎地裁本庁	9	6	7
那覇地裁本庁	19	28	14
仙台地裁本庁	15	15	11
福島地裁本庁	7	5	3
福島地裁郡山支部	12	11	9
山形地裁本庁	6	8	4
盛岡地裁本庁	3	3	3
秋田地裁本庁	6	7	5
青森地裁本庁	3	7	2
札幌地裁本庁	23	31	14
函館地裁本庁	8	7	5
旭川地裁本庁	8	3	7
釧路地裁本庁	7	8	5
高松地裁本庁	10	13	5
徳島地裁本庁	8	12	5
高知地裁本庁	7	8	3
松山地裁本庁	7	10	4

(注) 1 刑事局の調査による実人員であり、平成28年12月末現在の数値である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって計上した。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 前年の未済人員があるため、新受-終局=未済とはならない。

6 概数である。

5 裁判員等の負担

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

	終局 件数	職 務 従 事 日 数										平均職務 従事日数 (日)
		2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上	
総数	1,037	(0.1) 1	(2.0) 21	(17.6) 182	(22.0) 228	(20.4) 212	(13.1) 136	(8.0) 83	(5.2) 54	(4.1) 43	(7.4) 77	6.6
自白	532	(0.2) 1	(3.8) 20	(30.5) 162	(32.0) 170	(19.4) 103	(6.6) 35	(3.0) 16	(2.3) 12	(1.5) 8	(0.9) 5	5.3
否認	505	-	(0.2) 1	(4.0) 20	(11.5) 58	(21.6) 109	(20.0) 101	(13.3) 67	(8.3) 42	(6.9) 35	(14.3) 72	8.1

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
2 () は終局件数に対する割合 (%) である。

図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

	判決 人員	職 務 従 事 時 間								平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	27時間 以内	30時間 以内	30時間 を超える	
総数	1,104	82	167	156	151	123	96	81	248	24.6
自白	568	73	143	109	85	55	35	22	46	18.6
否認	536	9	24	47	66	68	61	59	202	31.0

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

	判決人員	職務従事時間								平均職務従事時間(時)
		12時間以内	15時間以内	18時間以内	21時間以内	24時間以内	27時間以内	30時間以内	30時間を超える	
総数	1,104	82	167	156	151	123	96	81	248	24.6
殺人	292	16	29	47	43	30	32	23	72	26.8
強盗致傷	197	20	28	27	24	28	11	16	43	23.3
現住建造物等放火	135	11	31	23	24	14	11	7	14	20.9
傷害致死	102	1	10	9	13	8	8	8	45	30.1
(準)強制わいせつ致死傷	96	14	27	16	15	11	4	3	6	17.9
(準)強姦致死傷	68	6	13	11	12	8	4	8	6	20.2
麻薬特例法違反	36	1	5	4	1	9	7	3	6	24.8
強盗致死(強盗殺人)	33	-	-	2	3	2	2	5	19	39.5
覚せい剤取締法違反	31	1	4	6	3	1	9	2	5	22.9
危険運転致死	28	1	4	3	4	5	3	3	5	25.4
強盗強姦	24	1	8	1	5	1	2	1	5	27.9
銃刀法違反	10	5	1	2	1	1	-	-	-	14.2
偽造通貨行使	8	3	2	1	-	-	-	-	2	19.1
傷害	8	-	-	-	2	1	-	1	4	29.3
強盗	6	-	2	1	-	1	1	-	1	21.8
通貨偽造	4	1	1	2	-	-	-	-	-	13.8
集団(準)強姦致死傷	4	-	-	-	-	-	-	-	4	33.8
過失運転致死	4	-	-	-	-	-	-	1	3	33.9
(準)強姦	3	1	-	-	-	-	-	-	2	42.4
保護責任者遺棄致死	3	-	1	-	-	1	-	-	1	22.6
逮捕監禁致死	3	-	1	-	-	-	-	-	2	31.2
自殺関与及び同意殺人	2	-	-	-	-	-	1	-	1	36.6
窃盗	2	-	-	-	1	-	-	-	1	26.0
非現住建造物等放火	1	-	-	-	-	1	-	-	-	21.2
重過失致死	1	-	-	-	-	-	1	-	-	24.8
詐欺	1	-	-	-	-	-	-	-	1	33.9
爆発物取締罰則違反	1	-	-	-	-	1	-	-	-	22.2
危険運転致傷	1	-	-	1	-	-	-	-	-	16.5

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。
3 「過失運転致死」は、自動車運転死傷処罰法5条に規定する罪である。
4 「危険運転致傷」は、自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 手続の流れの説明及び公表の構成

(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋頃、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿登録者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する(法23条1項)。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月頃にその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面(名簿記載通知)が送付される(法25条)。

このとき、あわせて調査票を送付し、1年間を通じた辞退希望^{*1}の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月(参加困難月^{*2})の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか(就職禁止事由^{*3})などを尋ねる(規15条)。

平成27年に作成された裁判員候補者名簿(平成28年用)の登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ(選定)。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で(呼び出さない措置)、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日(選任手続期日)に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ」と題する書面を送付する(法26条、27条)。

このとき、あわせて、質問票を送付し、裁判員になることができない事由(欠格事由^{*4}、就職禁止事由等)の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有

*1 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由(定型的辞退事由)は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である(法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ)。

*2 調査票により参加困難月(上限2か月)を申し出ることのできる事情(辞退事由)は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である(法16条8号イないしホ、辞退政令1号ないし3号、6号)。

*3 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる(法15条)。

*4 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に

無及びその事情などを尋ねる（法30条）。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し（**呼出取消し**）、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する（法27条5項・6項）*5。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由*6や辞退申立ての有無について質問する*7（法34条1項）。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護人から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し（**理由を付した不選任**）、更に検察官・弁護人から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で（**理由を示さない不選任***8）、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員*9及び事件ごとに決められた数の補充裁判員（上限6人）が選任される（法34条4項・7項、36条、37条）。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補

著しい支障がある者などが挙げられる（法14条）。

*5 事件によっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある（分離発送方式）。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を送付しない措置（呼び出さない措置）をとることになる。

*6 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由（被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条）についても確認する。

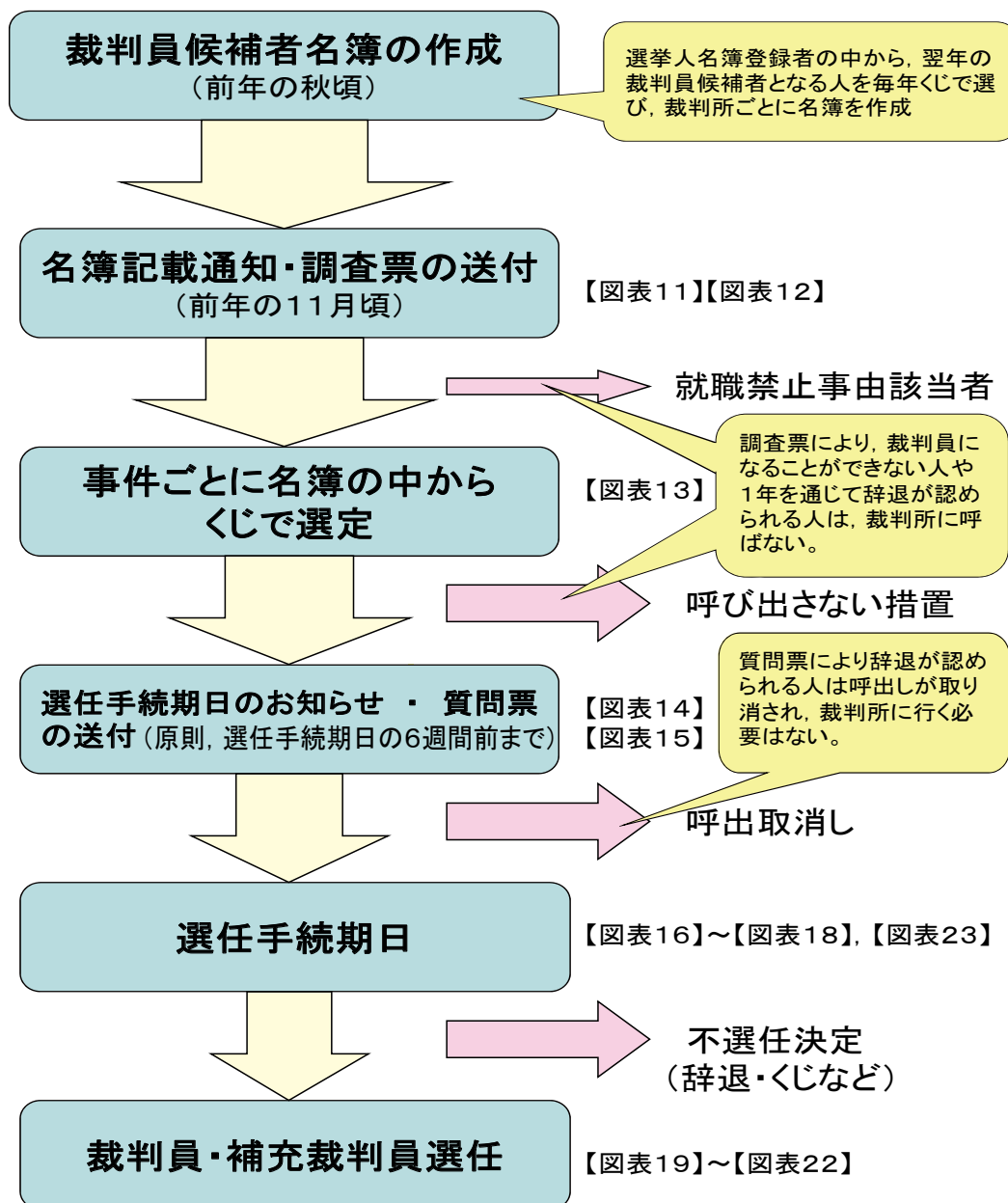
*7 平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、①被害者特定事項の秘匿の決定があった事件では、裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由なく同事項を明らかにしてはならず、②同事項が明らかにされた場合、裁判長は、裁判員候補者に対し、同事項を公にしてはならない旨告知し、③その告知を受けた同候補者又は当該候補者であった者は、これを公にしてはならないこととされた（法33条の2）。

*8 検察官及び弁護人は、裁判員候補者について、それぞれ4人（補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人）を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（法36条）。

*9 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる（法2条3項）。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】～【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要があるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となると思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成28年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計22万9200人（選挙人名簿登録者全体の約0.22%であり、選挙人名簿登録者約454人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、8万1954人であり^{*10}、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,566人である。

*10 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表 1 1 裁判員候補者名簿登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由申出者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）

庁名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	229,200	81,954	1,452	56,040	広島地裁本庁	7,800	2,960	57	2,122
裁判員候補者名簿登録人数に占める割合 (%)	100.0	35.8	0.6	24.5	山口地裁本庁	1,700	655	16	464
東京地裁本庁	17,900	5,896	129	3,584	岡山地裁本庁	3,800	1,442	21	1,029
東京地裁立川支部	5,300	1,819	42	1,148	鳥取地裁本庁	1,200	463	6	319
横浜地裁本庁	9,200	3,114	56	1,992	松江地裁本庁	1,200	489	9	358
横浜地裁小田原支部	2,200	805	5	569	福岡地裁本庁	7,000	2,391	53	1,554
さいたま地裁本庁	10,400	3,650	57	2,412	福岡地裁小倉支部	3,400	1,299	24	944
千葉地裁本庁	19,300	6,793	135	4,523	佐賀地裁本庁	2,000	685	7	520
水戸地裁本庁	4,500	1,502	18	1,054	長崎地裁本庁	1,400	570	11	438
宇都宮地裁本庁	4,400	1,504	18	1,025	大分地裁本庁	2,100	808	17	584
前橋地裁本庁	2,800	1,013	20	713	熊本地裁本庁	2,200	801	15	573
静岡地裁本庁	1,200	450	9	323	鹿児島地裁本庁	3,000	1,085	17	789
静岡地裁沼津支部	1,800	686	14	495	宮崎地裁本庁	1,800	637	9	483
静岡地裁浜松支部	1,400	524	8	376	那覇地裁本庁	2,800	727	36	479
甲府地裁本庁	2,100	779	6	545	仙台地裁本庁	3,600	1,334	22	867
長野地裁本庁	1,400	547	9	397	福島地裁本庁	1,200	430	6	304
長野地裁松本支部	1,200	502	3	358	福島地裁郡山支部	1,500	528	8	389
新潟地裁本庁	2,000	814	9	562	山形地裁本庁	1,800	726	18	510
大阪地裁本庁	20,900	7,233	86	5,004	盛岡地裁本庁	1,300	467	3	336
大阪地裁堺支部	5,300	1,830	35	1,251	秋田地裁本庁	1,200	463	5	347
京都市裁本庁	6,900	2,612	46	1,775	青森地裁本庁	3,200	1,144	35	806
神戸地裁本庁	6,400	2,329	43	1,591	札幌地裁本庁	5,300	1,878	49	1,267
神戸地裁姫路支部	1,900	720	18	507	函館地裁本庁	1,200	428	6	311
奈良地裁本庁	1,900	733	11	503	旭川地裁本庁	1,200	440	14	303
大津地裁本庁	2,200	773	10	531	釧路地裁本庁	2,300	844	14	585
和歌山地裁本庁	1,700	644	12	467	高松地裁本庁	2,600	962	21	695
名古屋地裁本庁	8,700	3,245	43	2,158	徳島地裁本庁	1,300	483	4	338
名古屋地裁岡崎支部	2,700	997	13	647	高知地裁本庁	1,400	527	13	413
津地裁本庁	3,100	1,136	18	776	松山地裁本庁	3,500	1,237	22	922
岐阜地裁本庁	2,800	1,040	18	732					
福井地裁本庁	1,200	452	7	314					
金沢地裁本庁	1,200	419	10	296					
富山地裁本庁	1,200	490	6	363					

(注) 1 刑事局の集計結果に基づく実人員であり，概数である。

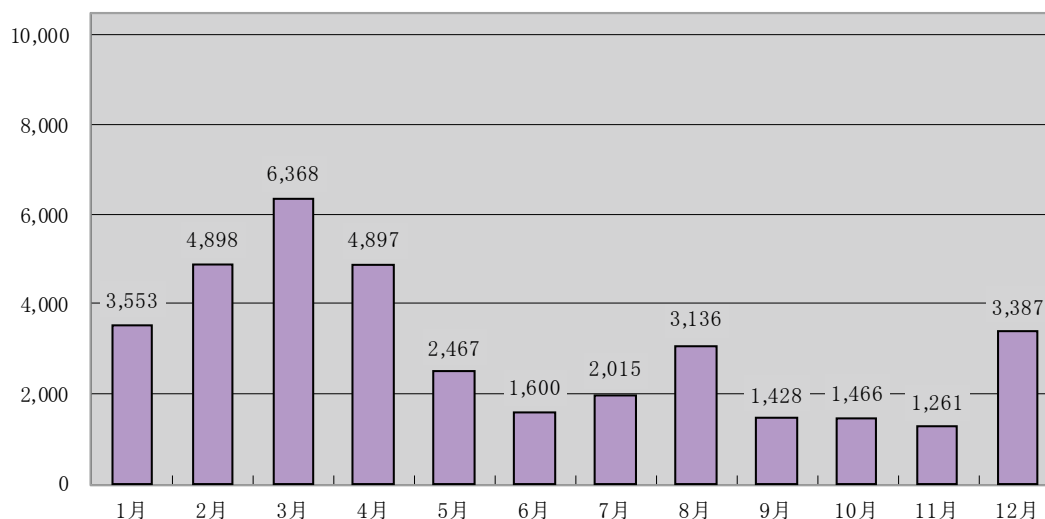
2 「就職禁止事由申出者数」とは，調査票において，就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿登録人数	調査票 回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
			(100.0)	(35.8)	(15.9)	(1.6)	(2.1)	(2.8)
229,200	81,954	36,476	3,553	4,898	6,368	4,897	2,467	1,600
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(0.9)	(1.4)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(1.5)
			2,015	3,136	1,428	1,466	1,261	3,387

- (注) 1 刑事局の集計結果に基づく概数である。
 2 「裁判員候補者名簿登録人数」及び「回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。
 3 () は裁判員候補者名簿登録人数全体に占める割合(%)である。

(人)



3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、12万7811人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

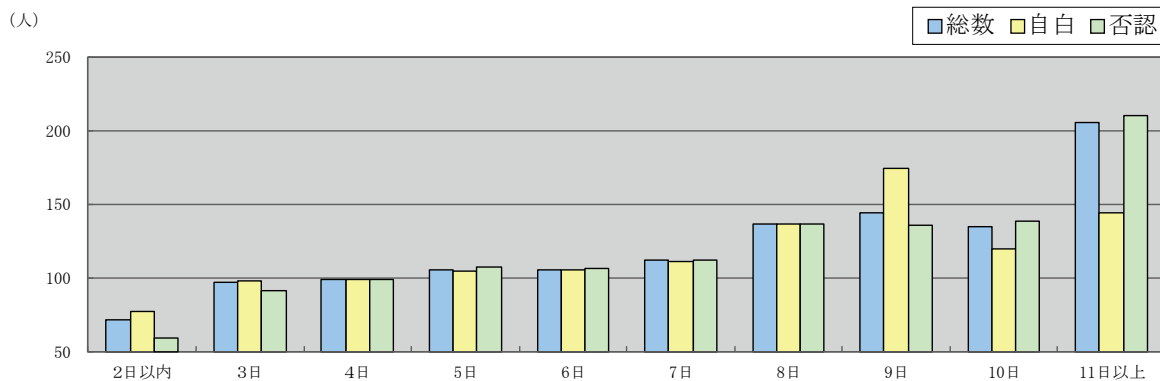
図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決 人員	選定された 裁判員 候補者数	実 審 理 予 定 日 数									
			2日 以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上
総数	1,104	[115.8] 127,811	[71.7] 215	[97.2] 14,770	[98.6] 22,884	[105.6] 23,558	[105.6] 16,479	[111.5] 10,260	[136.7] 11,756	[144.2] 6,489	[134.5] 4,170	[205.1] 17,230
自白	568	[104.0] 59,052	[77.5] 155	[97.7] 13,680	[98.5] 18,619	[104.1] 12,078	[104.9] 5,875	[111.4] 2,450	[136.9] 2,875	[174.0] 1,740	[119.2] 715	[144.2] 865
否認	536	[128.3] 68,759	[60.0] 60	[90.8] 1,090	[99.2] 4,265	[107.3] 11,480	[106.0] 10,604	[111.6] 7,810	[136.6] 8,881	[135.7] 4,749	[138.2] 3,455	[209.8] 16,365

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 []は選定された裁判員候補者数の平均である。
 3 選定された裁判員候補者数の平均は、

$$\frac{\text{選定された裁判員候補者数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
により算出した。
 4 選任手続期日を取り消されたものを除く。

選定された裁判員候補者数の平均



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		（選定された裁判員候補者数）	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（2）	呼び出さない措置がされた	呼出状を送付した裁判員候補者数（1）	（し辞退されたことよって呼出取消された裁判員候補者数）	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（3）
				うち辞退措置がされた裁判員候補者数（3）			
総数		127,811	(30.9) 39,485	(29.9) 38,184	(69.1) 88,326	(31.2) 39,879	(61.1) 78,063
実審理予定日数	2日以内	215	(26.5) 57	(26.5) 57	(73.5) 158	(22.8) 49	(49.3) 106
	3日	14,770	(32.5) 4,804	(31.3) 4,626	(67.5) 9,966	(27.2) 4,017	(58.5) 8,643
	4日	22,884	(29.9) 6,835	(28.9) 6,609	(70.1) 16,049	(28.7) 6,564	(57.6) 13,173
	5日	23,558	(30.9) 7,280	(30.0) 7,067	(69.1) 16,278	(30.7) 7,221	(60.7) 14,288
	6日	16,479	(29.1) 4,795	(28.2) 4,639	(70.9) 11,684	(31.2) 5,136	(59.3) 9,775
	7日	10,260	(30.2) 3,102	(29.0) 2,977	(69.8) 7,158	(31.6) 3,240	(60.6) 6,217
	8日	11,756	(32.6) 3,829	(31.6) 3,712	(67.4) 7,927	(31.6) 3,719	(63.2) 7,431
	9日	6,489	(31.7) 2,059	(30.7) 1,993	(68.3) 4,430	(32.9) 2,132	(63.6) 4,125
	10日	4,170	(29.7) 1,237	(28.9) 1,205	(70.3) 2,933	(35.9) 1,499	(64.8) 2,704
	11日以上	17,230	(31.8) 5,487	(30.8) 5,299	(68.2) 11,743	(36.6) 6,302	(67.3) 11,601

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による延べ人員である。
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。
 3 () は選定された裁判員候補者に対する割合 (%) である。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（庁別）

	選定された裁判員候補者数（1）	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（2）	うち辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（3）		呼出状を送付した裁判員候補者数（1+2）	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者数（4）	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（3+4）		選定された裁判員候補者数（1）	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（2）	うち辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者数（3）		呼出状を送付した裁判員候補者数（1+2）	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者数（4）	選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（3+4）
			（1）	（2）							（1）	（2）			
総数	127,811	39,485	38,184	88,326	39,879	78,063									
東京地裁本庁	8,970	2,345	2,223	6,625	2,783	5,006									
東京地裁立川支部	1,865	486	478	1,379	583	1,061									
横浜地裁本庁	5,180	1,211	1,145	3,969	1,686	2,831									
横浜地裁小田原支部	440	145	142	295	104	246									
さいたま地裁本庁	6,144	1,662	1,618	4,482	2,020	3,638									
千葉地裁本庁	10,960	3,535	3,408	7,425	3,303	6,711									
水戸地裁本庁	3,805	1,240	1,227	2,565	1,189	2,416									
宇都宮地裁本庁	2,060	551	540	1,509	704	1,244									
前橋地裁本庁	1,830	552	542	1,278	591	1,133									
静岡地裁本庁	490	137	134	353	174	308									
静岡地裁沼津支部	1,800	590	574	1,210	625	1,199									
静岡地裁浜松支部	1,100	414	403	686	312	715									
甲府地裁本庁	955	354	348	601	294	642									
長野地裁本庁	415	110	106	305	166	272									
長野地裁松本支部	265	75	75	190	87	162									
新潟地裁本庁	1,255	375	365	880	477	842									
大阪地裁本庁	11,770	3,403	3,251	8,367	3,265	6,516									
大阪地裁堺支部	2,330	756	749	1,574	577	1,326									
京都地裁本庁	2,795	974	953	1,821	881	1,834									
神戸地裁本庁	3,811	1,151	1,110	2,660	1,250	2,360									
神戸地裁姫路支部	1,550	543	534	1,007	442	976									
奈良地裁本庁	915	308	300	607	204	504									
大津地裁本庁	1,080	358	333	722	288	621									
和歌山地裁本庁	590	210	207	380	211	418									
名古屋地裁本庁	7,355	2,687	2,594	4,668	2,086	4,680									
名古屋地裁岡崎支部	1,700	483	479	1,217	535	1,014									
津地裁本庁	1,110	372	367	738	277	644									
岐阜地裁本庁	1,580	432	426	1,148	608	1,034									
福井地裁本庁	900	245	229	655	294	523									
金沢地裁本庁	970	223	217	747	331	548									
富山地裁本庁	320	98	96	222	103	199									
広島地裁本庁	2,526	775	760	1,751	883	1,643									
山口地裁本庁	765	272	260	493	237	497									
岡山地裁本庁	2,130	591	581	1,539	703	1,284									
鳥取地裁本庁	670	175	169	495	283	452									
松江地裁本庁	435	137	137	298	137	274									
福岡地裁本庁	3,725	1,019	982	2,706	1,328	2,310									
福岡地裁小倉支部	2,910	1,160	1,126	1,750	803	1,929									
佐賀地裁本庁	430	130	122	300	107	229									
長崎地裁本庁	800	258	255	542	319	574									
大分地裁本庁	690	183	177	507	259	436									
熊本地裁本庁	990	260	239	730	345	584									
鹿児島地裁本庁	1,980	663	645	1,317	699	1,344									
宮崎地裁本庁	910	369	363	541	273	636									
那覇地裁本庁	3,130	812	744	2,318	998	1,742									
仙台地裁本庁	1,670	429	418	1,241	580	998									
福島地裁本庁	580	197	184	383	185	369									
福島地裁郡山支部	1,445	429	408	1,016	474	882									
山形地裁本庁	1,060	361	346	699	351	697									
盛岡地裁本庁	345	108	106	237	108	214									
秋田地裁本庁	855	260	256	595	296	552									
青森地裁本庁	955	255	252	700	373	625									
札幌地裁本庁	4,400	1,772	1,724	2,628	1,129	2,853									
函館地裁本庁	1,060	313	296	747	322	618									
旭川地裁本庁	410	143	140	267	132	272									
釧路地裁本庁	1,245	395	381	850	537	918									
高松地裁本庁	1,540	541	537	999	515	1,052									
徳島地裁本庁	1,660	644	622	1,016	418	1,040									
高知地裁本庁	1,240	502	481	738	372	853									
松山地裁本庁	945	307	300	638	263	563									

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による延べ人員である。
2 選任手続期日が取り消されたものを除く。

4 選任手続期日当日

(1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、3万313人で、出席率は、64.8%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
判決人員	1,104	3	152	232	223	156	92	86	45	31	84
選定された裁判員候補者の数 (A)	[115.8] 127,811	[71.7] 215	[97.2] 14,770	[98.6] 22,884	[105.6] 23,558	[105.6] 16,479	[111.5] 10,260	[136.7] 11,756	[144.2] 6,489	[134.5] 4,170	[205.1] 17,230
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[80.0] 88,326	[52.7] 158	[65.6] 9,966	[69.2] 16,049	[73.0] 16,278	[74.9] 11,684	[77.8] 7,158	[92.2] 7,927	[98.4] 4,430	[94.6] 2,933	[139.8] 11,743
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[37.6] 41,563	[16.7] 50	[27.9] 4,241	[29.5] 6,843	[33.8] 7,543	[34.2] 5,334	[36.7] 3,380	[44.9] 3,858	[49.6] 2,231	[50.3] 1,560	[77.7] 6,523
〔うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数〕	[36.1] 39,879	[16.3] 49	[26.4] 4,017	[28.3] 6,564	[32.4] 7,221	[32.9] 5,136	[35.2] 3,240	[43.2] 3,719	[47.4] 2,132	[48.4] 1,499	[75.0] 6,302
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[27.5] 30,313	[26.3] 79	[24.9] 3,780	[26.4] 6,122	[26.1] 5,820	[27.0] 4,205	[26.6] 2,449	[30.0] 2,583	[29.1] 1,311	[27.9] 866	[36.9] 3,098
出席率 (%) (D / (B - C))	64.8	73.1	66.0	66.5	66.6	66.2	64.8	63.5	59.6	63.1	59.3
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合 (%) (D / A)	23.7	36.7	25.6	26.8	24.7	25.5	23.9	22.0	20.2	20.8	18.0

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による延べ人員（判決人員は実人員）である。
 2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
 なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。
 3 []は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、4,938人で、同期日に出席した裁判員候補者3万313人に占める割合は16.3%である。また、辞退が認められた総数は、4,584人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数										
		2日 以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上	
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	30,313	79	3,780	6,122	5,820	4,205	2,449	2,583	1,311	866	3,098	
辞退を申し立てた裁判員候補者数	4,938	9	488	828	908	695	376	473	244	168	749	
辞退が認められた裁判員候補者数	《92.8》 4,584	《100.0》 9	《92.4》 451	《90.0》 745	《91.3》 829	《93.5》 650	《92.6》 348	《90.9》 430	《96.3》 235	《96.4》 162	《96.8》 725	
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(1.2) 54	-	(1.8) 8	(0.9) 7	(1.9) 16	(0.6) 4	(1.7) 6	(0.5) 2	-	(1.9) 3	(1.1) 8	
疾病傷害(法16条8号イ)	(4.6) 210	(33.3) 3	(5.3) 24	(5.0) 37	(4.1) 34	(4.0) 26	(5.5) 19	(6.3) 27	(3.4) 8	(6.2) 10	(3.0) 22	
介護養育(法16条8号ロ)	(6.6) 301	(22.2) 2	(5.8) 26	(8.6) 64	(6.8) 56	(6.8) 44	(6.6) 23	(7.0) 30	(4.7) 11	(3.7) 6	(5.4) 39	
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(49.9) 2,289	(44.4) 4	(50.1) 226	(50.2) 374	(48.0) 398	(48.9) 318	(47.4) 165	(50.0) 215	(52.3) 123	(56.8) 92	(51.6) 374	
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(4.6) 210	-	(3.8) 17	(4.2) 31	(5.9) 49	(5.8) 38	(5.5) 19	(3.0) 13	(6.0) 14	(3.7) 6	(3.2) 23	
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 24	-	(0.7) 3	(0.4) 3	(0.4) 3	(0.9) 6	(0.6) 2	(0.5) 2	-	-	(0.7) 5	
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(2.1) 96	-	(1.8) 8	(1.3) 10	(2.3) 19	(2.3) 15	(2.3) 8	(2.3) 10	(0.9) 2	(2.5) 4	(2.8) 20	
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(2.2) 102	-	(2.7) 12	(3.2) 24	(1.8) 15	(2.9) 19	(1.4) 5	(1.2) 5	(2.1) 5	(1.2) 2	(2.1) 15	
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 3	-	(0.2) 1	-	-	-	(0.6) 2	-	-	-	-	
遠隔地(辞退政令5号)	(0.5) 22	-	(0.4) 2	(0.7) 5	(0.5) 4	-	(1.1) 4	(0.5) 2	(0.4) 1	(1.9) 3	(0.1) 1	
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(27.8) 1,273	-	(27.5) 124	(25.5) 190	(28.3) 235	(27.7) 180	(27.3) 95	(28.8) 124	(30.2) 71	(22.2) 36	(30.1) 218	

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
 2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。
 3 ()は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

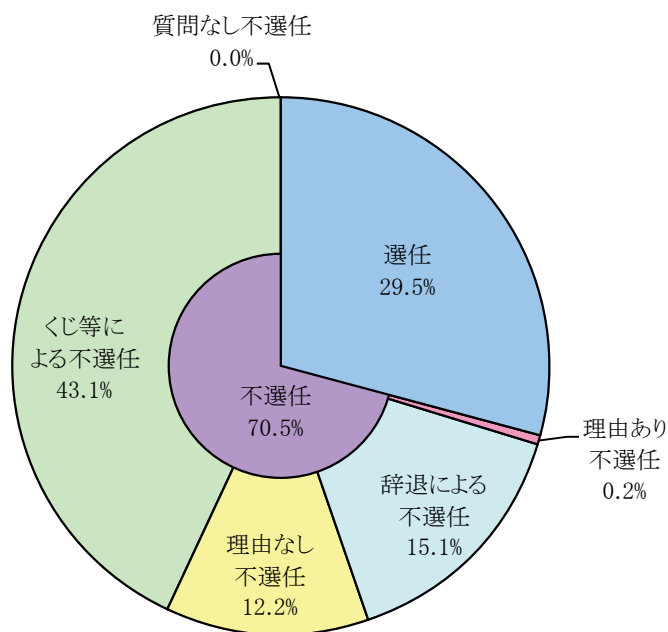
(3) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を
実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選
任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳
(実審理予定日数別)

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日 以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上
判決人員	1,104	3	152	232	223	156	92	86	45	31	84
選任手続期日に出席した裁判員候補者数	[27.5] 30,313	[26.3] 79	[24.9] 3,780	[26.4] 6,122	[26.1] 5,820	[27.0] 4,205	[26.6] 2,449	[30.0] 2,583	[29.1] 1,311	[27.9] 866	[36.9] 3,098
不選任決定がされた裁判員候補者数	[19.4] 21,385	[18.7] 56	[16.9] 2,574	[18.4] 4,270	[18.1] 4,038	[18.9] 2,955	[18.6] 1,708	[21.8] 1,876	[21.0] 943	[19.7] 612	[28.0] 2,353
理由あり不選任(法34条4項)	[0.0] 51	-	[0.0] 4	[0.0] 10	[0.0] 11	[0.0] 6	[0.1] 8	[0.0] 3	-	[0.1] 4	[0.1] 5
辞退による不選任(法34条7項)	[4.2] 4,584	[3.0] 9	[3.0] 451	[3.2] 745	[3.7] 829	[4.2] 650	[3.8] 348	[5.0] 430	[5.2] 235	[5.2] 162	[8.6] 725
理由なし不選任(法36条) ※注3	[3.3] 3,689	[2.3] 7	[3.3] 494	[2.9] 662	[3.2] 705	[3.2] 503	[3.4] 311	[3.9] 337	[3.2] 144	[3.4] 105	[5.0] 421
くじ等による不選任(法37条3項)	[11.8] 13,061	[13.3] 40	[10.7] 1,625	[12.3] 2,853	[11.2] 2,493	[11.5] 1,796	[11.3] 1,041	[12.9] 1,106	[12.5] 564	[11.0] 341	[14.3] 1,202
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 []は判決人員1人当たりの平均である。
 3 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している(この点は、理由あり不選任決定についても同様である。)
 4 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、刑事通常第一審事件票による延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)からは算出できない。

(4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿登録から裁判員等に選任されるまでの各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフは、選挙人名簿登録者のうち裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表20のとおりである（ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。）。

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	1,104	103,982,294	229,200	127,811	6,363	2,140	3.7
東京地裁本庁	95	7,482,217	17,900	8,970	517	172	3.8
東京地裁立川支部	19	3,393,228	5,300	1,865	124	44	3.2
横浜地裁本庁	58	6,410,778	9,200	5,180	339	116	4.9
横浜地裁小田原支部	5	983,221	2,200	440	30	10	1.8
さいたま地裁本庁	62	5,918,927	10,400	6,144	328	112	4.2
千葉地裁本庁	85	5,080,498	19,300	10,960	462	154	3.2
水戸地裁本庁	30	2,412,049	4,500	3,805	161	54	4.8
宇都宮地裁本庁	16	1,622,555	4,400	2,060	98	38	3.1
前橋地裁本庁	17	1,617,178	2,800	1,830	103	37	5.0
静岡地裁本庁	5	979,786	1,200	490	30	10	3.3
静岡地裁沼津支部	13	1,015,410	1,800	1,800	60	22	4.6
静岡地裁浜松支部	11	1,057,878	1,400	1,100	48	16	4.6
甲府地裁本庁	6	692,961	2,100	955	36	14	2.4
長野地裁本庁	4	864,223	1,400	415	25	8	2.4
長野地裁松本支部	3	872,971	1,200	265	18	6	2.0
新潟地裁本庁	9	1,928,658	2,000	1,255	55	19	3.7
大阪地裁本庁	112	5,149,390	20,900	11,770	651	214	4.1
大阪地裁堺支部	23	1,980,373	5,300	2,330	133	44	3.3
京都地裁本庁	20	2,086,953	6,900	2,795	125	41	2.4
神戸地裁本庁	33	3,196,685	6,400	3,811	195	66	4.1
神戸地裁姫路支部	14	1,337,947	1,900	1,550	84	28	5.9
奈良地裁本庁	10	1,140,905	1,900	915	60	20	4.2
大津地裁本庁	11	1,120,621	2,200	1,080	66	22	4.0
和歌山地裁本庁	3	826,793	1,700	590	19	7	1.5
名古屋地裁本庁	55	4,076,613	8,700	7,355	325	105	4.9
名古屋地裁岡崎支部	20	1,838,682	2,700	1,700	116	33	5.5
津地裁本庁	8	1,490,450	3,100	1,110	50	16	2.1
岐阜地裁本庁	15	1,668,329	2,800	1,580	79	27	3.8
福井地裁本庁	7	645,074	1,200	900	37	12	4.1
金沢地裁本庁	9	940,295	1,200	970	57	21	6.5
富山地裁本庁	3	889,068	1,200	320	12	2	1.2
広島地裁本庁	22	2,312,725	7,800	2,526	127	45	2.2
山口地裁本庁	8	1,176,113	1,700	765	48	16	3.8
岡山地裁本庁	16	1,566,514	3,800	2,130	97	33	3.4
鳥取地裁本庁	4	476,063	1,200	670	24	10	2.8
松江地裁本庁	4	577,692	1,200	435	18	6	2.0

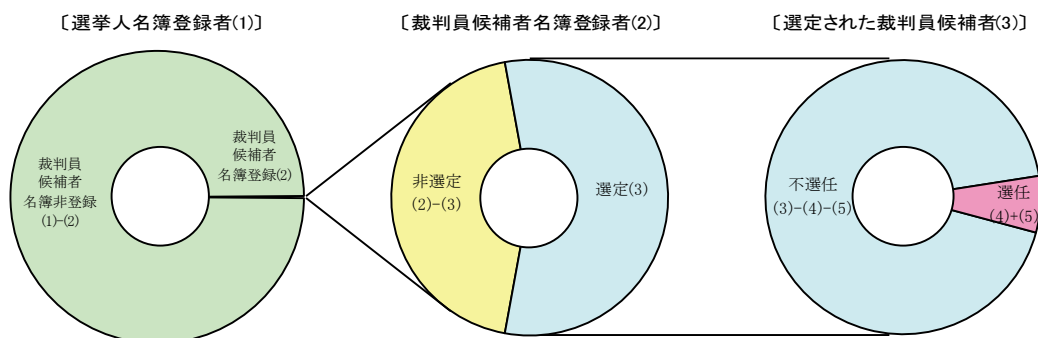
第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	29	3,065,270	7,000	3,725	172	58	3.3
福岡地裁小倉支部	22	1,066,590	3,400	2,910	127	43	5.0
佐賀地裁本庁	5	679,894	2,000	430	30	10	2.0
長崎地裁本庁	5	1,150,279	1,400	800	31	10	2.9
大分地裁本庁	6	973,627	2,100	690	36	12	2.3
熊本地裁本庁	8	1,473,805	2,200	990	49	15	2.9
鹿児島地裁本庁	12	1,373,040	3,000	1,980	72	24	3.2
宮崎地裁本庁	6	919,975	1,800	910	37	14	2.8
那覇地裁本庁	28	1,110,312	2,800	3,130	167	54	7.9
仙台地裁本庁	15	1,905,916	3,600	1,670	95	29	3.4
福島地裁本庁	5	460,577	1,200	580	31	10	3.4
福島地裁郡山支部	11	1,146,895	1,500	1,445	68	22	6.0
山形地裁本庁	8	939,684	1,800	1,060	50	16	3.7
盛岡地裁本庁	3	1,076,060	1,300	345	20	7	2.1
秋田地裁本庁	7	890,602	1,200	855	43	15	4.8
青森地裁本庁	7	1,125,472	3,200	955	42	14	1.8
札幌地裁本庁	31	2,786,837	5,300	4,400	179	64	4.6
函館地裁本庁	7	390,984	1,200	1,060	37	13	4.2
旭川地裁本庁	3	591,436	1,200	410	19	6	2.1
釧路地裁本庁	8	771,641	2,300	1,245	50	20	3.0
高松地裁本庁	13	819,006	2,600	1,540	81	27	4.2
徳島地裁本庁	12	643,088	1,300	1,660	68	23	7.0
高知地裁本庁	8	620,326	1,400	1,240	42	14	4.0
松山地裁本庁	10	1,171,155	3,500	945	60	20	2.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 「選挙人名簿登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した選挙人名簿に登録された者の総数である。
 5 「裁判員候補者名簿被登録人数」は、刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

<イメージ>



図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び補充裁判員の属性

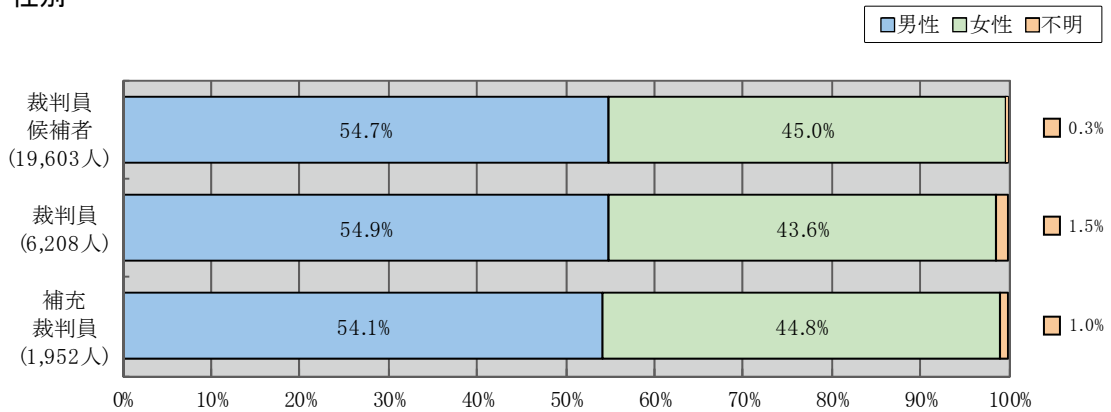
		裁判員候補者	裁判員	補充裁判員
総 数		19,603	6,208	1,952
性別	男性	10,731	3,406	1,057
	女性	8,820	2,709	875
	不明	52	93	20
年代別	20代	2,477	819	256
	30代	3,661	1,203	380
	40代	4,769	1,562	503
	50代	3,872	1,228	364
	60代	4,252	1,155	383
	70歳以上	513	143	46
	不明	59	98	20
職業別	お勤め	10,567	3,597	1,117
	自営・自由業	1,376	431	119
	パート・アルバイト	3,384	993	300
	専業主婦・専業主夫	1,875	503	182
	学生	118	36	9
	無職	1,704	409	158
	その他	443	126	40
	不明	136	113	27

(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。

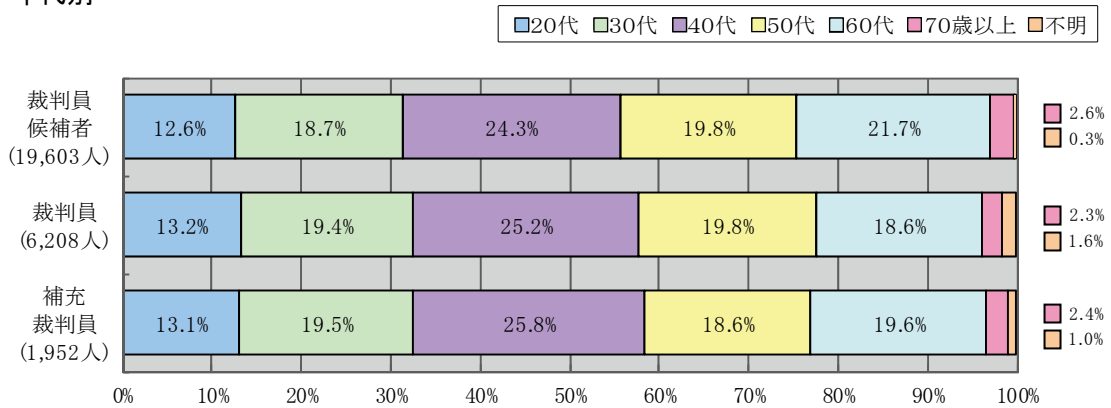
2 「お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

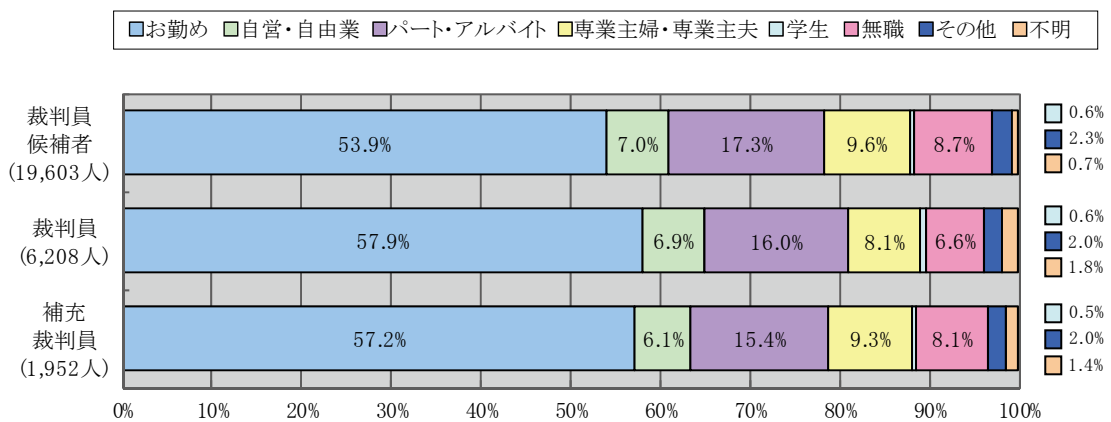
性別



年代別



職業別



図表2-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

		判 決 人 員								選任された 補充裁判員 数の平均
		総数	選 任 さ れ た 補 充 裁 判 員 数							
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	
総数		1,104	1	22	999	64	15	2	1	2.1
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	3	-	1	2	-	-	-	-	1.7
	3日	152	-	10	142	-	-	-	-	1.9
	4日	232	-	6	226	-	-	-	-	2.0
	5日	223	-	5	216	2	-	-	-	2.0
	6日	156	-	-	154	2	-	-	-	2.0
	7日	92	-	-	88	3	1	-	-	2.1
	8日	86	-	-	72	13	1	-	-	2.2
	9日	45	-	-	40	4	-	1	-	2.2
	10日	31	-	-	25	6	-	-	-	2.2
	11日以上	84	1	-	34	34	13	1	1	2.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 選任された補充裁判員数の平均は、

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員		1,104	19	354	315	190	226
裁判員	総数	(0.14) 150	(0.11) 2	(0.08) 27	(0.12) 38	(0.15) 28	(0.24) 55
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	11	-	1	2	-	8
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	139	2	26	36	28	47
補充裁判員	総数	(0.14) 150	(0.05) 1	(0.11) 38	(0.13) 40	(0.15) 28	(0.19) 43
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	3	-	2	1	-	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	57	-	11	12	16	18
	必要がないと認めたもの(法45条)	(0.08) 90	(0.05) 1	(0.07) 25	(0.09) 27	(0.06) 12	(0.11) 25

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 () 内は判決人員1人当たりの平均である。

(6) その他

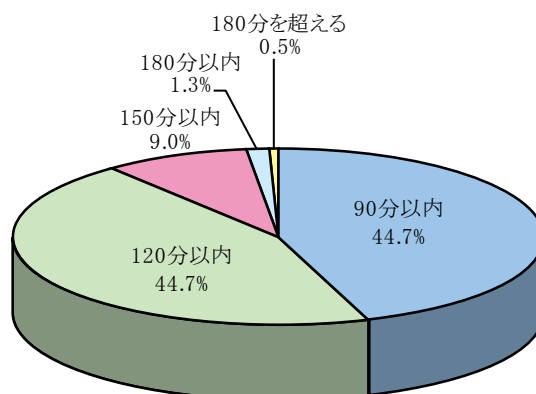
選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、98.3分であり、出席した裁判員候補者の平均は、27.5人である。

図表23 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

		判 決 人 員						出席した 裁判員 候補者 総数	
		総数	出 席 し た 裁 判 員 候 補 者 数						
			30人 以内	35人 以内	40人 以内	45人 以内	50人 以内		50人を 超える
総 数		1,104	822	191	52	16	14	9	30,313
要 選 任 手 続 期 日 に	90分以内	493	419	56	14	1	3	-	12,652
	120分以内	493	349	109	23	6	4	2	13,745
	150分以内	99	49	24	12	7	3	4	3,115
	180分以内	14	5	2	3	2	1	1	491
	180分を超える	5	-	-	-	-	3	2	310

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	127,811 [115.8]		呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※注2	39,485 [35.8]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	88,326 [80.0]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※注2	41,563 [37.6]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	30,313 [27.5]			
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注3	64.8			

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 [] は、総数を判決人員（実人員1,104人）で除した平均値である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。なお、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

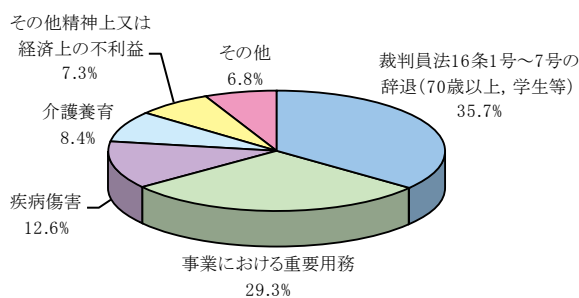
図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,104			
選定された裁判員候補者の数	127,811			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 82,647 <100.0>	(100.0) 38,184 <46.2>	(100.0) 39,879 <48.3>	(100.0) 4,584 <5.5>
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(35.7) 29,508	(67.0) 25,574	(9.7) 3,880	(1.2) 54
疾病傷害(法16条8号イ)	(12.6) 10,373	(18.3) 6,997	(7.9) 3,166	(4.6) 210
介護養育(法16条8号ロ)	(8.4) 6,927	(3.6) 1,381	(13.2) 5,245	(6.6) 301
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(29.3) 24,188	(6.8) 2,613	(48.4) 19,286	(49.9) 2,289
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.5) 1,236	(0.3) 107	(2.3) 919	(4.6) 210
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	(0.0) 15	- -	(0.0) 15	- -
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.8) 653	(0.3) 124	(1.3) 505	(0.5) 24
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.5) 1,204	(0.4) 158	(2.4) 950	(2.1) 96
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.8) 621	(0.1) 45	(1.2) 474	(2.2) 102
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 93	(0.0) 14	(0.2) 76	(0.1) 3
遠隔地(辞退政令5号)	(2.2) 1,781	(0.9) 357	(3.5) 1,402	(0.5) 22
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.3) 6,048	(2.1) 814	(9.9) 3,961	(27.8) 1,273

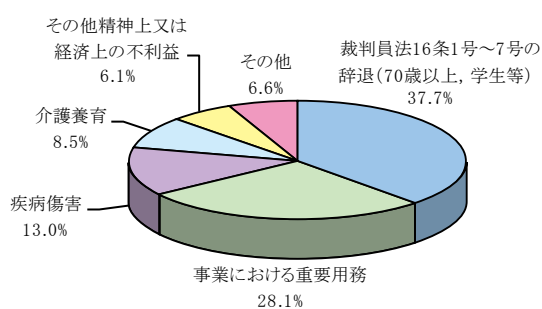
- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 ()は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。
 3 < >は辞退が認められた裁判員候補者の総数に対する割合(%)である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

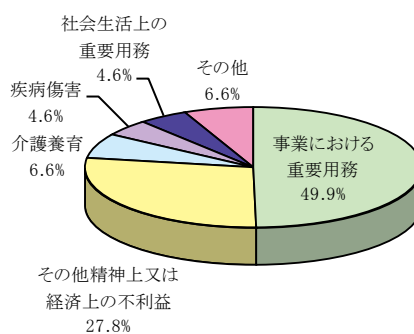
〔総数〕



〔選任手続期日前〕



〔選任手続期日当日〕



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別^{*11}に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

*11 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	64.7	53.5	61.6	60.8	64.2	63.3	64.0	66.9	67.2	68.7	71.5
東京地裁本庁	58.9	-	55.0	55.0	61.1	57.6	58.2	59.0	58.7	67.3	63.2
東京地裁立川支部	59.9	-	-	53.3	53.1	56.0	56.7	49.3	65.6	58.9	75.6
横浜地裁本庁	58.3	-	-	55.7	59.9	55.3	58.4	57.7	-	56.8	66.2
横浜地裁小田原支部	58.4	50.0	56.4	61.4	62.2	60.0	-	-	-	-	-
さいたま地裁本庁	63.5	-	56.0	60.0	62.1	63.1	63.9	68.7	66.7	-	70.3
千葉地裁本庁	65.1	-	59.0	59.5	65.8	62.8	64.5	63.8	70.3	73.0	69.5
水戸地裁本庁	66.9	-	71.5	61.8	65.7	68.4	64.4	71.4	-	-	72.3
宇都宮地裁本庁	65.4	-	62.4	59.6	66.0	65.0	57.8	68.4	67.1	-	70.4
前橋地裁本庁	65.6	-	61.3	67.1	61.1	71.2	72.5	-	-	-	78.0
静岡地裁本庁	66.9	-	-	66.1	-	66.2	70.0	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	69.7	-	65.3	-	70.4	65.4	66.3	-	69.4	63.2	81.3
静岡地裁浜松支部	67.9	-	65.0	62.9	64.0	-	-	72.3	-	-	-
甲府地裁本庁	69.5	-	-	68.0	-	69.8	-	-	-	-	71.7
長野地裁本庁	70.4	-	-	76.0	68.2	67.8	-	-	-	-	-
長野地裁松本支部	67.5	-	66.3	58.8	-	76.0	-	-	-	-	-
新潟地裁本庁	71.3	-	-	70.9	61.0	72.3	-	70.4	-	-	76.9
大阪地裁本庁	59.4	-	52.0	57.1	60.8	58.1	59.2	63.6	60.2	64.9	64.6
大阪地裁堺支部	61.1	46.7	60.5	58.5	63.0	60.6	65.8	60.9	-	-	-
京都地裁本庁	68.9	-	68.0	66.5	65.5	60.0	68.9	-	68.0	75.0	72.8
神戸地裁本庁	65.4	-	53.1	59.4	64.8	65.1	-	65.9	67.5	-	79.1
神戸地裁姫路支部	66.1	-	61.5	61.2	67.9	70.5	74.0	-	-	-	-
奈良地裁本庁	57.6	-	63.2	48.0	58.7	59.3	-	-	-	-	-
大津地裁本庁	62.0	-	58.1	62.6	69.1	-	72.7	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	74.6	-	-	-	77.5	-	-	-	79.1	-	67.0
名古屋地裁本庁	67.6	-	62.6	63.2	63.8	65.0	68.4	67.5	76.0	69.9	75.1
名古屋地裁岡崎支部	63.5	-	66.2	56.9	66.0	64.6	53.3	63.9	-	-	-
津地裁本庁	62.3	-	-	57.4	54.2	66.1	65.8	63.8	-	-	-
岐阜地裁本庁	70.4	-	-	-	65.0	72.5	65.6	74.9	65.0	72.2	66.4
福井地裁本庁	66.1	-	-	-	51.4	-	-	-	-	61.5	68.4
金沢地裁本庁	60.9	-	53.8	58.8	72.6	52.3	-	-	-	59.2	65.5
富山地裁本庁	65.9	-	-	65.0	66.4	-	-	-	-	-	-

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表26つづき)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
広島地裁本庁	68.1	-	64.4	61.8	75.6	68.4	68.2	68.6	67.9	72.0	70.9
山口地裁本庁	67.8	-	66.3	-	67.2	74.4	-	-	-	-	-
岡山地裁本庁	66.1	-	60.7	65.5	66.7	63.3	62.3	71.5	-	-	-
鳥取地裁本庁	70.0	-	-	65.0	66.4	-	-	-	-	-	73.7
松江地裁本庁	68.3	-	67.4	65.5	-	74.2	-	-	-	-	-
福岡地裁本庁	65.4	-	61.0	62.9	64.4	63.8	64.2	62.5	61.5	-	71.9
福岡地裁小倉支部	69.2	-	65.5	62.5	71.5	-	-	75.6	-	-	72.0
佐賀地裁本庁	56.3	-	53.8	55.8	-	-	-	-	60.0	-	-
長崎地裁本庁	74.8	-	-	72.7	-	-	-	74.7	-	80.0	-
大分地裁本庁	67.0	-	64.2	55.6	62.5	-	-	-	-	69.2	75.0
熊本地裁本庁	62.3	-	59.5	58.9	57.6	58.5	-	-	-	70.5	66.7
鹿児島地裁本庁	72.8	-	68.0	75.5	-	69.7	74.7	73.8	-	-	73.7
宮崎地裁本庁	73.1	-	67.7	56.3	71.0	-	71.0	-	67.0	-	80.8
那覇地裁本庁	57.4	-	56.4	56.0	62.2	57.8	62.3	-	-	-	-
仙台地裁本庁	62.9	62.5	-	64.4	64.1	61.3	60.0	-	-	-	-
福島地裁本庁	66.4	-	72.0	63.5	59.0	-	-	-	-	-	-
福島地裁郡山支部	64.4	-	61.6	62.8	64.3	-	-	62.0	-	72.0	-
山形地裁本庁	69.0	-	-	64.5	69.5	67.3	-	-	-	-	70.7
盛岡地裁本庁	64.9	-	55.0	-	-	69.0	-	-	-	-	-
秋田地裁本庁	66.5	-	-	-	62.7	65.8	74.0	68.4	-	-	-
青森地裁本庁	69.3	-	72.0	-	70.8	66.4	-	64.2	-	-	-
札幌地裁本庁	67.1	-	63.5	63.0	65.4	-	-	-	63.8	68.4	76.4
函館地裁本庁	62.6	-	-	62.3	64.3	60.6	-	63.2	-	-	-
旭川地裁本庁	69.0	-	-	69.0	-	-	-	-	-	-	-
釧路地裁本庁	75.0	-	72.7	-	75.0	-	78.1	-	68.3	-	80.8
高松地裁本庁	72.3	-	69.4	69.7	75.0	72.7	72.3	-	-	-	74.4
徳島地裁本庁	65.2	-	65.8	64.0	65.7	-	65.8	-	-	-	-
高知地裁本庁	71.5	-	-	-	70.6	75.7	69.2	72.4	66.7	-	-
松山地裁本庁	62.3	-	61.9	62.6	64.0	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	64.7	53.5	61.6	60.8	64.2	63.3	64.0	66.9	67.2	68.7	71.5
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	23.1	20.5	23.7	22.6	23.3	22.3	22.2	24.1	23.2	22.4	23.6
疾病傷害(法16条8号イ)	8.1	11.2	8.3	7.9	8.3	8.2	7.5	8.3	8.3	8.6	5.8
介護養育(法16条8号ロ)	5.4	4.2	5.1	5.5	5.4	5.4	5.7	5.3	5.7	5.3	5.5
事業における重要用務(法16条8号ハ)	18.9	13.0	16.2	16.5	18.0	17.9	19.2	19.5	21.1	22.8	24.4
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	1.0	0.9	0.8	0.8	1.1	1.0	1.2	0.7	1.1	1.5	0.9
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	0.1	0.0
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.5	0.9	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.2	0.5	0.5
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.9	0.9	0.7	0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9	1.1	1.2
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.5	-	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.4	0.5	0.6	0.5
出産等への立会い等(辞退政令4号)	0.1	-	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.4	0.9	1.3	1.5	1.3	1.4	1.5	1.5	1.3	1.5	1.4
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	4.7	0.9	4.5	4.1	4.6	4.9	4.5	5.6	4.7	4.3	5.5

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	127,811	9,431	17,364	16,499	4,175	7,418	12,467
辞退が認められた裁判員候補者の数	(64.7) 82,647	(64.9) 6,120	(67.0) 11,629	(64.5) 10,638	(62.8) 2,622	(61.1) 4,535	(62.4) 7,783
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		11,000	3,310	8,892	11,980	10,300	14,975
		(63.7) 7,003	(65.0) 2,151	(63.1) 5,612	(64.6) 7,743	(67.0) 6,901	(66.2) 9,910

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 () は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。